

## 議案第12号

### 新東広島市立美術館美術品等収集委員会規則の制定について

新東広島市立美術館美術品等収集委員会規則を定めることについて、次のとおり提案する。

令和2年3月17日提出

東広島市教育委員会

教育長 津 森

毅

#### 1 提案理由

新東広島市立美術館の設置及び管理に関する条例（平成31年東広島市条例第5号）第20条第6項の規定に基づき、新東広島市立美術館美術品等収集委員会の所掌事務、組織及び運営に関し、必要な事項を定め、教育委員会定例会に提出するものである。

#### 2 規則の内容

##### (1) 所掌事務（第2条関係）

委員会は、東広島市教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

ア 美術品及び美術に関する資料（以下「美術品等」という。）の購入、寄附又は寄託による収集に関すること。

イ 美術品等の収集の方針に関すること。

ウ 前2号に掲げるもののほか、美術品等の収集に必要な事項に関すること。

##### (2) 委員長及び副委員長（第3条関係）

ア 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

イ 委員等及び副委員長の任期は、委員の任期による。

ウ 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

エ 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠

けたときは、その職務を代理する。

(3) 会議（第4条関係）

ア 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

イ 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

ウ 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

エ 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

3 施行期日

令和2年4月1日

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

第15条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

新東広島市立美術館の設置及び管理に関する条例

第20条第6項 前各項に定めるもののほか、収集委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

新東広島市立美術館美術品等収集委員会規則をここに公布する。

令和 2 年 月 日

東広島市教育委員会  
教育長 津 森 毅

新東広島市立美術館美術品等収集委員会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、新東広島市立美術館の設置及び管理に関する条例（平成 3 1 年東広島市条例第 5 号）第 2 0 条第 6 項の規定に基づき、新東広島市立美術館美術品等収集委員会（以下「委員会」という。）の所掌事務、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、東広島市教育委員会（附則第 2 項において「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 美術品及び美術に関する資料（以下この条において「美術品等」という。）の購入、寄附又は寄託による収集に関すること。
- (2) 美術品等の収集の方針に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、美術品等の収集に必要な事項に関すること。

(委員長及び副委員長)

第 3 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、生涯学習部文化課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第4条第1項の規定にかかわらず、最初に開かれる会議は、教育委員会が招集する。